

亀山市告示第28号

亀山市空き家情報バンク制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市空き家情報バンク制度実施要綱の一部を改正する告示

亀山市空き家情報バンク制度実施要綱（平成23年亀山市告示第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号注意事項2中「亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。